

森林施業計画変更認定請求書

平成22年9月3日

上小阿仁村長 小林 宏晨 様

認定請求者

住所 北秋田市脇神字佐助岱 27 番地 2

大館北秋田森林組合

氏名 代表理事組合長 大越 勝男



別紙の変更後の森林施業計画書に下記の書類を添えて森林法第12条第1項(第12条第2項)の規定による認定の請求をします。

記

1. 森林施業計画の対象とする森林の所在、当該森林の施業に必要な林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況及び公益的機能別施業森林区域内に存する森林のうち皆伐による伐採をする森林の区域(風害の防備のための森林その他の特に带状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあっては、主伐として伐採をする森林の区域)を表示した図面
2. 森林施業計画の対象とする森林につき当該森林の森林所有者以外の者が当該森林施業計画を作成した場合にあっては、その者が権限に基づき当該森林の立木竹の使用又は収益をする者であることを証する書面
3. 変更の理由

※五反沢地区

森林施業計画（変更）認定書

整理番号 25

認定番号 上森計19-8変2-22

平成 22 年 9 月 6 日

（申請者）
北秋田市脇神字佐助岱27番地2
大館北秋田森林組合
代表理事組合長 大 越 勝 男 様

上小阿仁村長 小 林 宏 農



森林法第11条第1項（同法第12条第1項、第12条第2項）の規定により、平成22年9月3日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定する。